

1号認定
新2号認定
2号認定

Ainosono
KINDERGARTEN

令和5年度

園児募集要項



本園は、平成27年4月1日から施行された「子ども・子育て支援新制度」の「幼稚園型 認定こども園」です。そのため入園に際し、保護者の方の希望する保育時間や就労状況に応じて認定号数を選択していただく必要があります。認定号数により手続きや費用に関する内容が異なりますので、この「募集要項」及び「重要事項説明書」「本園の教育・保育理念等について」「預かり保育の利用について」に記載されている内容をよく読んで同意いただいたうえで入園願書をご提出ください。

1号認定とは 幼稚園標準教育を希望する3歳以上児

新2号認定とは 幼稚園教育時間外にも保育が必要な理由に該当する3歳以上児

2号認定とは 保護者の就労などで長時間保育を必要とする3歳以上児

3号認定とは 保護者の就労などで長時間保育を必要とする3歳未満児

詳しくは「認定区分のよくある質問Q&A」をご参照ください。

学校法人あけぼの学院

認定こども園 武庫愛の園幼稚園

〒661-0033 尼崎市南武庫之荘4丁目5番23号

TEL (06) 6438-0030 FAX (06) 6480-8739

HPアドレス <http://www.mukoainosono.ed.jp>



募 集 人 員

保 育 年 数		該 当 する 生 年 月 日	1 号 認 定	2 号 ・ 3 号 認 定
1 年 保 育 児	5 歳 児	平 成 2 9 年 4 月 2 日 ～ 平 成 3 0 年 4 月 1 日 生	若 干 名	若 干 名
2 年 保 育 児	4 歳 児	平 成 3 0 年 4 月 2 日 ～ 平 成 3 1 年 4 月 1 日 生	約 2 0 名	若 干 名
3 年 保 育 児	3 歳 児	平 成 3 1 年 4 月 2 日 ～ 令 和 2 年 4 月 1 日 生	約 1 4 0 名	若 干 名
4 年 保 育 児	2 歳 児 (3 号 認 定)	令 和 2 年 4 月 2 日 ～ 令 和 3 年 4 月 1 日 生	—	6 名
5 年 保 育 児	1 歳 児 (3 号 認 定)	令 和 3 年 4 月 2 日 ～ 令 和 4 年 4 月 1 日 生	—	6 名

※本園での3号認定とは就労等で長時間の保育を必要とする1・2歳児のことです。

入園願書・入園申し込み関係書類の交付期間

令和4年9月1日(木)～9月29日(木)

※平日の8:00～18:00に交付。本館正門のインターフォンで交付希望の旨をお伝えください。

※9月3日(土)・9月10日(土)の入園説明会時にも交付します。

優先入園について (①～④に該当されない方が、一般入園の対象となります)

- ① 令和4年度に本園のわくわく幼稚園(おひさま組)に在園されている方
- ② 令和5年度に本園に進級される兄または姉と同時在園される方
- ③ 入園希望者の兄または姉が立花・武庫愛の園幼稚園を卒園された方
- ④ 入園希望者の父母または祖父母が立花・武庫愛の園幼稚園を卒園された方

※優先入園枠であっても集団生活が難しいと思われる場合、入園受け入れをお断りさせて頂くこともございます。

※優先入園は1号認定専願、新2号認定専願、新2号・2号認定併願の方のみが対象となります。

2号認定専願、3号認定をご希望の方は尼崎市の利用調整があるため優先入園の対象となりません。

※一般入園の受け入れ可能数に関しては、9月26日(月)頃に、おおよその状況をお伝えできると思います。

願書受付・面接日 令和4年9月30日(金)

下記の該当する時間帯に入園願書・同意書・誓約書等を持参の上、お子様同伴でご来園ください。

区 分	願書 No.	面 接 時 間
優先入園枠①	001～	9月30日(金)の13:30～ (別途案内します)
優先入園枠②	101～	9月30日(金)の9:00～9:20頃
優先入園枠③	201～	9月30日(金)の9:25～9:55頃
優先入園枠④	301～	9月30日(金)の9:25～9:55頃
一 般 入 園	1・2年保育	9月30日(金)の10:00～10:15までにお越しください。入園希望者が定員を 超える場合は全員の面接を行った後、翌日ホームページ上で発表します
	3年保育	

※面接によって入園の適否を決めさせていただきます。

※該当する時間帯に必ずお越しください。(連絡なしの遅刻は、優先入園枠であっても受付できません。)

※令和4年9月30日(金)に優先入園枠③～④の受付・面接後に一般入園の受付を行います。一般入園の希望者数が定員内であれば、当日面接及び入園受付となります。

※面接の詳細は、別紙「9月30日(金)願書受付(面接)に関するお知らせとお願い」をご参照ください。

本園の教育・保育方針や内容についての説明を行います。入園をお考えの方は是非ご参加ください。

第1回幼稚園説明会 9月 3日(土) 13:00~14:30

第2回幼稚園説明会 9月10日(土) 13:00~14:30

※1号・新2号・2号認定の3~5歳児の内容が中心となります

※時程等詳細は別紙をご覧ください。

※両日とも同じ内容となります。ご都合の良い方にご参加ください。

入園にあたって

- 保護者の方は本園の教育方針に賛同の上、協力して頂くことが入園の前提となります。入園受入となった場合は、園と保護者の方と契約を結んだ上での利用となります。
- 集団生活を行うにあたって、お子様について気掛かりなことがあれば9月20日(火)までにお申し出ください。お話を伺う時間を作ります。(健康面・発育状態・アレルギーなど)
- 法律で定められた感染症に罹患されているお子様は、完治するまで入園できません。

本園に入園されるまでの納入金 (1号・新2号・2号共通)

納入金の種類	年齢別			納入日
	5歳児	4歳児	3歳児	
入園受入準備費	10,000円	10,000円	10,000円	入園内定者には払い込み用紙をお渡しします。 払込期限は10月5日(水)となります。お近くの郵便局でお振込みください。
教育・保育環境充実費	60,000円	70,000円	80,000円	
スクールバス申込金	3,000円	3,000円	3,000円	
教材費(個人持ち・消耗教材費)	約19,000円	約14,500円	約11,500円	令和5年2月27日(月)教材渡し日
日本スポーツ振興センター 災害共済掛け金	約243円	約243円	約243円	2月27日(月)教材渡し日 (令和5年度の金額は未定)

毎月の利用者負担額(保育料)

令和元年10月より実施された「幼児教育無償化の制度」により、保護者の所得に関係なく、3歳児(年少組)・4歳児(年中組)・5歳児(年長組)のすべての子どもの利用者負担額(保育料)は無償となりました。

したがって、1号認定は国や尼崎市の定める4時間の教育標準時間にかかる利用者負担額(保育料)は0円となります。2号認定は教育標準時間を含めた最大利用可能時間(勤務時間+通勤時間)にかかる基本的な利用者負担額(保育料)は0円となります。

※本園では、2号認定のお子さんであっても、1号・新2号認定と同様、中心的な時間帯はこれまで通り原則として5時間の幼稚園教育を行います。(国や尼崎市では教育標準時間は4時間と設定)

※2号認定の方は保育標準時間(11時間)、保育短時間(8時間)の方とも7:30~18:30の間で園が許可した時間(勤務時間+通勤時間)が最大利用可能時間となります。

早朝7:00~7:30、延長18:30~19:00の預かり保育は開設しておりません。

本園独自の1号・新2号・2号認定の毎月の納入金

種 別		備 考	1号	新2号	2号
教育活動費		以下の※を参照のこと	4,000円	4,000円	-
教育・保育活動費		以下の※を参照のこと	-	-	7,000円
給食費	主食費	月～金週5日完全給食	1,800円	1,800円	2,300円
	副食費	免除対象あり(P5参照)	3,000円	3,000円	4,800円
バス代		往復利用(登園・降園とも)	4,400円	4,400円	4,400円
		片道利用(登園のみ・降園のみ)	2,200円	2,200円	2,200円

※幼児教育無償化の制度下では、本園の目指す幼稚園教育が実現できない為、上記に示す額を特定負担額とし、1号・新2号は教育活動費として、2号は教育活動費に加えて預かり保育活動費として納入して頂きます。それらは、園外保育(交通費・入場料等)や行事費、教材絵本代(一斉購読絵本)、環境整備、基準以上の教職員の配置に対する費用となります。園外行事費はその都度別途徴収せずに教育保育活動費から充てていきます。

※バスはコースにより設定された登降園以外の運行は行いません。往復利用の方は、行き帰りとも同じコース・同じバス停での利用に限らせて頂きます。片道利用の方は、登園のみ、降園のみの利用に限らせて頂きます。片道利用の方は、日によって本日は登園利用、明日は降園利用など利用の仕方を変えることはできません。

※上記の金額は制度内容等の変更に伴い、修正される場合があります。

※春・夏・冬の長期休業期間中や午前中保育日等のアレルギー対応は行っておりません。

※年収やお子さんの数により市から副食費免除の減免有(P5参照)

進級教材費について

4歳児から5歳児への進級時	約13,000円(鍵盤ハーモニカは希望者のみ別売り)
3歳児から4歳児への進級時	約11,000円

※上記の進級教材費と併せて、日本スポーツ振興センター災害共済掛金(令和4年度は243円、令和5年度以降は未定)を徴収させていただきます。

納入方法について

※保育日数は月により相違しますが、年間に掛かる金額を平準化して12ヶ月の均等額として引落します。本園独自の毎月の納入金額を尼崎信用金庫の保護者名義の銀行口座から自動振替にて納入して頂きます。尼崎信用金庫に口座をお持ちでない場合、市に申請される保護者名義の銀行口座を開設してください。引落しの際、口座振替手数料が掛かりますがご了承ください。

※国や市の制度や銀行の対応の変更などによっては、銀行引落しでの対応ができなくなることも想定されます。その際、現金による納付等に変更する場合がありますのでご了承ください。

※進級教材費に関しては、入園後の3学期に振込用紙をお渡し致します。別途納入をお願いします。

入園までの予定

令和4年10月24日(月)	制服採寸	男児 9:45~10:30 女児 10:30~11:15	諸費引落銀行口座用紙配布
12月 3日(土)	入園について説明	10:00~10:40	冬制服購入
	冬制服渡し	11:00~12:00	
令和5年 2月27日(月)	教材渡し・夏制服渡し	男児 9:45~10:30 女児 10:30~11:15	教材費納入・夏制服購入
3月22日(水)	・1日入園 ・入園及び預かり保育に関する説明会	男児	9:30~11:00
		女児	13:00~14:30
			詳細は教材渡し日にプリントを配布します

制服・その他

制服・制帽・通園リュック・半袖体操服上下・長袖体操服上下・園章入りハイソックス・スモックなどは本園規定品を購入していただきます。

冬服・体操服等

(10月採寸)

(12月販売)

約25,500円

上着・ブラウス・半ズボン（男児）・スカート（女児）・冬帽子・半袖ポロシャツ・通園リュック・園章入りハイソックス・半袖体操服・体操ズボン

夏服等

(10月採寸)

(3月販売)

約13,000円

夏半ズボン（男児）・夏スカート（女児）・長袖冬体操服上下・スモック・夏帽子（入園後に販売します。）

- ※ 上記の金額はいずれも一通り揃えられた場合の目安の金額です。購入品、数量により金額は異なります。
- ※ 汚れが目立たない紺色ソックス・紺色ハイソックスや園章入りソックス（白）・カラーTシャツを希望者に販売しています。
- ※ 幼児の足に負担の少ない通園靴、上靴などを希望の方のみ販売します。
- ※ 入園されてからはネット販売が中心となります。
- ※ 制服業者の価格改定に伴い、上記金額に変更が生じる場合があります。

育友会費

3～5歳児は、育友会総会で決定される金額。（令和4年度は、誕生会費を含み年額4,400円）

3号認定（1歳児・2歳児）は育友会活動および育友会費の徴収はありません。

特典制度

- 兄弟・姉妹で2人以上同時に在園になる場合は、2人目からの園児について教育・保育環境充実費の1/2を免除します。
- 兄弟・姉妹で2人以上同時在園になる場合、2人目からの園児について、誕生会費を除く育友会費の1/2を免除します。
- 学校法人あけぼの学院の姉妹園である立花愛の園幼稚園との転出入については、尼崎市の利用許可が下りれば、入園時の納入金の相互流用ができます。（一度納めたら、再び納めて頂く必要はありません。）
※但し、難波愛の園幼稚園は別法人である為相互流用はできません。

預かり保育について（本園名称ホームクラス）

（詳細は別紙「本園の預かり保育について」をご参照ください。）

- 本園では、在園生に対して子育て支援の一環として「ホームクラス」という名称で7：30から18：30まで預かり保育を行っています。
- 月～土曜日、春・夏・冬休みは預かり保育を行います。（但し土曜日や大きな行事日の前日当日等のご利用は、就労証明書を提出され、かつ当日勤務されている方に限らせて頂きます。）
日曜、祝日、運動会、お盆の頃や年末年始、創立記念日等の預かり保育はありません。土曜日・行事の前日当日等、弁当が必要な日もあります。
- 2号認定の方は最大利用可能時間以内であれば別途徴収は行いません。但し、最大利用時間を超える時間帯のご利用は別料金として徴収いたします。春・夏・冬休み期間中でも最大利用可能時間内であれば別途徴収は行いません。
- 詳しくは入園決定後の令和5年3月22日（水）の一日入園の日に預かり保育に関する説明会を行います。

副食費の免除対象者

「幼児教育・保育の無償化の実施に伴う食材料費の取り扱いについて」(資料 23)参照

- 下記の表に記されたように、年収 360 万円未満相当(1号・新2号認定は第3階層まで 2号認定は第4階層の一部まで)の世帯の全ての子ども および全所得階層の第3子以降を対象に副食費を免除されます。
- お子さまを第何子と数えるかは、認定号数や階層によって数え方が異なります。

1号認定・新2号認定		第1子	第2子	第3子以降
第1階層 (生活保護世帯)				
第2階層 (年収270万円未満相当)	うちひとり親世帯等			
	その他			
第3階層 (年収360万円未満相当)	うちひとり親世帯等			
	その他			
第4階層 (年収680万円未満相当)		第1子	第2子	
第5階層 (年収680万円相当以上)		第1子	第2子	

	副食費免除対象者
	副食費免除対象外

2号認定		第1子	第2子	第3子以降
第1階層 (生活保護世帯)				
第2階層 (年収260万円未満相当)	うちひとり親世帯等			
	その他			
第3階層 (年収330万円未満相当)	うちひとり親世帯等			
	その他			
第4階層 (年収360万円未満相当)	うちひとり親世帯等			
	その他			
第4階層 (年収470万円未満相当)		第1子	第2子	
第5階層 (年収640万円未満相当)		第1子	第2子	
第6階層 (年収930万円未満相当)		第1子	第2子	
第7階層 (年収1,130万円未満相当)		第1子	第2子	
第8階層 (年収1,130万円相当以上)		第1子	第2子	

< 多子(第何子であるか)の算定基準範囲 >

	1号認定・新2号認定	2号認定
年収360万円未満相当	年齢にかかわらず被監護者の数(別居・別生計を含む)	
年収360万円相当以上	小学校第3学年修了前(同一世帯内のみ)	小学校就学前(同一世帯内のみ)

< 副食費についての問い合わせ先 >

尼崎市こども入所支援担当 06(6489)6369